

名護市公告第 7 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき名護市森林整備計画変更計画を樹立したので、同法第 10 条の 5 第 7 項の規定に基づき当該整備計画変更計画を下記のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 1 月 30 日

名護市長 稲嶺 進



記

1 縦覧場所

名護市 産業部 農林水産課

2 縦覧期間

平成 29 年 1 月 31 日から平成 29 年 3 月 1 日まで